

2002 3

油濁基金 だより

No. 71



財団法人 漁場油濁被害救済基金



平成12年10月、鹿児島県奄美大島龍郷町海岸に直径2～5cmのオイルボールがゴミとともに漂着した。モズク・真珠養殖などに被害が及ぶおそれがあったので清掃した。

目 次

(講演)

1 油濁事故と補償・法制度について／弁護士 小川 洋一…………… 1

(寄稿)

2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／丸山 徳仁…………… 7

(随想)

3 遊子の婦人たち(その1)／古谷 和夫……………11

(基金記事)

4 第21回豊かな海づくり大会開催される……………13

5 役員の補充選任について……………17

6 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き……………17

牛海綿状脳症(BSE) Q&A／農林水産省……………18

(編集後記)

(講演)

油濁事故と補償・法制度について

弁護士 小川 洋一

(日本における国際油濁基金代理人)

(油濁基金中央審査会委員)

只今ご紹介いただきました小川でございます。お配りした資料には「油濁事故と補償・法制度」となっていますが、これからお話しする内容は、油濁事故の補償に関する法制度がどうなっているかということですので。

まず現状がどうなっているか、というところから始めます。実は、昨日一日中旧制度に基づき「ナホトカ号」事件に関しロンドンの油濁基金事務局長とやり取りをしておりました。今日は新制度についてお話ししますので、私自身の頭を切り換えて、整理していきたいと思いません。

資料にも出ていますが、現在は92(年)CLC=92年民事責任条約と92(年)FC=92年基金条約の二つの条約が適用されています。その前までは69CLCと71FCがあったのですが、これでは不十分だということで、92年に改正されました。日本では96年6月に油濁損害賠償保障法(油賠法)が改正され、2年間の移行期間の後98年6月から新法に切り替りました。現時点では、世界中で92年条約に移行していますので、69CLCと71FCの内容は省きますが、旧条約の構造はほとんど変

えずに、新条約では補償内容が強化されました。

1-1 92CLCと92FC共通の要件

対象となる船舶：バラ積み(積みの油(持続性油のみであり、白ものオイルタンカーは除外)を貨物として輸送するために建造または改造された海上航行船舶に適用されます。ただし、油も輸送するが鉄鉱石なども輸送できる船もありますが、前航海で油を輸送した(が)現航海は油以外のものを運んでいる船である場合、スラッジ(油保管中に生じる沈積物・堆積物)などが流出して油被害を生じさせるおそれがあるので、前の航海の油が残っていないことが証明されれば免責されます。この免責された例は新条約発効以来今までにはありません。

汚染油：以前は鯨油が含まれていましたが、現在は除外され炭化水素系の白ものオイルを除く鉱物油が対象です。汚染源になる油と

しては具体的に言えば、原油、重質ディーゼル油（ヘビーディーゼル）、重油、潤滑油などの持続性の高い油です。

事故汚染：事故とは何だろうか。油が流れてしまったというのは事故につながりますが、油を流す危険性が非常に高いものも対象に入ります。例えば、船が座礁した場合、その直後はまだ油が流れていないが、やがて船が折れてしまうこともあり得るわけです。座礁船に対しては対策を打っておかないと、あっという間に流れた例が過去には何度もあります。従ってこのようなものも汚染事故対象に入れたわけです。以前は、船から油が流れなければCLCやFCは適用になりませんでした。

汚染損害：船舶外で生じた損害、汚染損害を防止または最小限に抑えるために要した費用、さらにまだ油が流れていないが流れる危険性があるのでそれを防止するためになされたものも、合理的理由があれば補償されます。そのために生じた二次損害も対象になります。レジメに書いてある「条約対象地域外で取った措置」とあるのは、領海の外側にEEZ（排他的経済水域）があ

りますがその外側の海域（公海）で処理剤をまいた損害も含む、という意味です。

環境損害も対象になりますが、喪失した利益と復旧に要した費用に限定されます。環境損害として、野鳥が死んだという例は多いのですが、死んだ野鳥の具体的経済損失額が現在のところ算定できないので、対象にはなりません。生きていて汚染された野鳥を拭き取ったという経費は、復旧に要した経費と見なされます。

適用範囲：以前の損害対象区域は、領海及び領土でしたが、現在はEEZまで拡大されました。また、前記のとおり公海上にも及ぶこともあります。

以上がCLC・FC共通の事項となっています。この二つの条約がセットになっていますが、CLCはどれを分担するかという問題になってきます。次にこの点についてお話しします。

1-2 92CLC（92年民事責任条約）の要件

船主の免責：まず船主としてどこを負担するのかについては、船主の免責というものがあります。次のことが原因で起きた事故については、船主は免責されます。

1. 戦争、内乱、暴動、異常な天災異変（台風などは入らない。例えば明神礁の海底噴火などがそれにあたる。）

2. 第三者の悪意（テロなど）

3. 国・地方公共団体の航行援助施設に落ち度があった（岩礁を示すブイ・灯台などなどのメンテナンスを怠ったなど）

4. 汚染損害の被害者の故意過失（漁場に油が来ることがわかっていながら防除措置を取らなかった時などで、全部が免責されるわけではない。）

責任制限阻却事由：次に、船主の責任が免れない事由ですが、船主の故意及び汚染損害が生ずるとわかっていながらなした無謀行為や、損害が発生するとわかっていながらなにもしなかった場合など、船主の責任を免れることができません。このような例は実際にはあり得ないことです。

責任を負う者：登録船主

責任限度額：(SDR：毎日変動する貨幣単位、13年12月25日：165円)

総トン数 (GT)

5,000GT以下

SDR3,000,000

¥495,000,000-

5,000GT超

SDR3,000,000+SDR420×

(総トン数-5,000GT)

(12,000GTのタンカーの場合)

SDR5,940,000

¥980,100,000-

最高限度 SDR59,700,000

(140,000GTに相当)

¥9,850,500,000-

* SDR=IMF (国際通貨基金)の特別引出権

私の感じとしては、これでは不十分だと思います。しかしこの後に国際基金が構えています。

船主の付保義務（強制保険）：

2000GT以上のバラ積み油を輸送するタンカー船主は、責任限度額相当額の強制保険を付保する義務があります。

1-3 92FC（92年基金条約）の要件

事故の補償に関しては、船主責任限度額を上回るときは92FCがバックアップします。どんなときに92FCから補償が受けられるかと言いますと、

1. 92CLCで船主から補償が受けられなかった場合、例えば船主免責の場合などです。しかし、戦争・内乱の場合は基金条約も免責となっています。
2. 船主に責任はあるが、資力不足で保険に入っていない場合。（強制保険に入っていない船もあります。）

3. 船主が責任制限した場合。簡単に言えば損害額がCLCの補償限度額を超えた場合です。ほとんどの例がこれです。

* 船主責任制限＝船主の有限責任補償限度額：国際基金の限度額は、一律SDR135百万（222億7500万円）です。

2. 条約改正の動き

さて、現在の92CLC 92FCは前の条約より補償限度額があがりましたが、ナホトカ号における私の経験でも皆さんお解りのとおり、被害額が限度額を超えてしまいます。99年12月フランス西海岸で発生したタンカー・エリカ号による損害は多額になったため、EU関係者から限度額の増額をすべきだという大きな声が挙がり、2000年10月IMO（国際海事機関）は約50%の補償限度額の増額を決定しました。この条約は2003年11月1日に発効する予定です。その概要は次のとおりです。

この改正法になれば、損害のほとんどはカバーできる金額だと思います。

バンカー油条約

以上はタンカーに関する補償関係法律ですが、タンカー以外の船舶から流れ出た油事故（大型のコンテナ船などはかなりの燃料油＝バンカーオイルを積んでいる）に関しては、「バンカー油条約」があります。2001年3月IMO会議で採択されたので、現在は発効していませんが、時間はかかりますが将来発効する可能性はあります。

このほか、危険物質及び有害物質の海上輸送中における事故に対する国際条約（IINS条約）がありますが、今のところ発効する目は立っていません。

タンカー以外の船の事故に対する補償は、「船主責任制限条約」（76年LLMC条約）に頼らざるを得ません。

	現行法	改正法
CLC		
5,000GT以下	SDR3,000,000 (約495百万円)	SDR4,510,000 (約744百万円)
5,000GT超	SDR3,000,000+ SDR420×(GT-5,000)	SDR4,510,000+ SDR631×(GT-5,000)
上限	SDR59,700,000 (約9,850百万円)	SDR89,770,000 (約14,812百万円)
FC	SDR135,000,000 (約22,275百万円)	SDR203,000,000 (約33,495百万円)

	SDR	円 (SDRI=165円)
人的被害		
500GT以下	333,000	500GT = 54,845,000
500GT超 ～3,000GT	333,000+500GT超 1GTあたりSDR500	3,000GT = 261,195,000
3,000GT超 ～30,000GT	1,583,000+3,000GT超 1GTあたりSDR333	30,000GT = 1,744,710,000
30,000GT超 ～70,000GT	10,574,000+30,000GT超 1GTあたりSDR250	70,000GT = 3,394,710,000
70,000GT超	20,574,000+70,000GT超 1GTあたりSDR167	
物的損害		
500GT以下	167,000	500GT = 27,555,000
500GT超 ～30,000GT	167,000+500GT超 1GTあたりSDR167	3,000GT = 96,442,500
30,000GT超 ～70,000GT	5,093,500+30,000GT超 1GTあたりSDR125	30,000GT = 840,427,500
		70,000GT = 1,665,427,500

3. 船主責任制限条約（日本国内では「船舶所有者の責任の制限に関する法律」）

対象：非持続性油による汚染、タンカー以外の船舶からの燃料油による汚染損害（人的・物的その他損害）

責任限度額：

1. 人的損害（死亡、傷病）
2. 物的損害（人的損害額が不足すれば、その不足額は物的債権と同一順位で物的限度額を配分する）

例えば、3,000GTのコンテナ船が瀬戸内海で座礁転覆し、乗組員10名が死亡したとすると、人的損害は261百万円（平均1人あたり26百万円）では到底不足し、さらに漁業被害だけでも3～5億円が予想されます。

なお、この76年LLMCでは不十分であるとして、96年5月のIMO国際会議で大幅な引き上げが採択されましたが、未だ発効していませんが、それでも不足するのではないかと思います。

以上駆け足の説明でしたが、ここで終わりにいたします。

<参考文献>

- ①「タンカーの油濁責任と補償について」（第7版）2001年1月
石油海事協会：東京都港区新橋5-26-8 新橋加藤ビル3階
TEL. 03-3438-0975
- ②海事産業研究所報13年8月号所収の「油濁補償制度の拡充—エリカ号油濁事故の波紋」（石油海事協会専務理事 常木 徹著）
（財）海事産業研究所：東京都千代

田区平河町 2 - 6 - 4 海運ビル
9 階
TEL. 03-3265-5231

〈質疑応答〉

Q：SDRは毎日変動していますが、補償額算定に際してどの時点のものを使うのか。

小川氏：国際基金の場合は、基金が事故として取り上げると言明した時点です。この時のSDRのレートになります。ナホトカ号の場合は、事故は1月2日でしたが私が基金へ行って理事会が開かれ、そこで検討することが決定したのが

同年の4月だったと思いますが、その日のレートで算定することになりました。

一方CLC（船主責任）の方はなかなか決まらなくて、責任制限裁判所に提起したときでした。

司会：ありがとうございました。

この記録は、平成14年1月17日油濁基金が東京内神田コープビルにおいて開催した「平成13年度 油汚染防除指導者養成講習会」（中央講習会）での小川弁護士の講演を収録したものです。（文責油濁基金）



(寄稿)

水質汚濁等による突発的漁業被害状況

水産庁増殖推進部漁場資源課
指導第二係 丸山 徳仁

この報告は、国の補助事業として実施している漁場環境保全推進事業のうち「都道府県等推進指導費補助金事業の運用について」(平成13年3月30日付け12水管第3954号水産庁長官通達)第2の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「水質汚濁等による漁業被害発生報告書」をもとに、平成12年度(平成12年4月1日～平成13年3月31日までの間)に発生した水質汚濁等による突発的漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、その一部を抜粋したものである。

平成12年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数139件(うち、被害金額不明件数82件)、被害総額約45億円となっており、平成11年度と比較した場合、発生件数は31件増加(約1.3倍)、被害金額は35億円増加(約4.6倍)した。(表-1)

1. 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数62件(うち、被害金額不明件数19件)、被害金額44.9億円で、平成11年度と比べ発生件数は30件増加(約2倍)、被害金額は35.6億円増加(約5倍)して

いる。

なお、海面における主な発生原因内訳は表-2のとおりである。

2. 原因別発生割合の推移

平成8～12年度の海面における漁業被害の原因別発生割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油によるものと赤潮によるものが全体の8割を占めており、平成12年度においては、油と赤潮を主要因とする発生件数が、全体の約9割を占めている。

なお、金額が判明している漁業被害については、平成11年度と比べ増加した。(図-1、図-2)

3. 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数13件(うち、被害額不明件数2件)、被害額0.27億円であり、平成11年度と比較すると発生件数は増加、被害金額は減少している。

油による被害発生件数を原因別にみると、船舶によるものが4件となっており、被害額は0.20億円で若干の減少(5.3%減少)、原因者不明については

9件で、3件増加(1.5倍)しており、被害額は0.07億円で0.05億円減少(40.7%減少)している。

なお、工場・事業場等を原因とする被害は、平成12年度には発生していない。(表-3、図-3、図-4)

4. むすび

平成12年度は、油を原因とするものについては、発生件数は増加したが被害金額は減少し、赤潮を原因とするものについては、発生件数及び被害金額ともに大幅に増加している。また、油・赤潮以外を原因とするものについては、発生件数は昨年同、被害金額については減少した。

特に、平成12年度に八代海で発生した、コツクロディニューム赤潮では、養殖魚(カンパチ、ブリ等)、蓄養魚(カンパチ、シマアジ等)のへい死による漁業被害が約40億円にのぼることである(熊本県の報告)。

このことは、ひとたび赤潮が発生した場合、多大な漁業被害が発生する可能性があることを示唆している。

また、油が原因となるものについても南西諸島を中心とした原因者不明の油濁被害(主にオイルボールの漂着)は依然として後を絶たない状況にあり、平成9年に発生したナホトカ号による油流出事故の例にもみられるように突発的に発生するものであり、依然

として楽観視することはできない。

以上のことから、近年環境問題に関する国民的な関心の高まりの中、油及び赤潮による漁場の汚染を未然に防止するため、引き続き油濁被害防止対策及び赤潮対策を推進するとともに、汚染防止意識等の啓発、事故発生の際に被害を最小限にするための体制の整備等についても強力に推進していかなければならない。

表一 平成12年度 突発的漁業被害の発生状況

年度	項目	海面		内水面		計	
		発生件数	被害金額	発生件数	被害金額	発生件数	被害金額
12年度	発生件数	62(19)	44.6%	77(63)	55.4%	139(82)	100.0%
	被害金額	4,485,924千円	99.6%	17,378千円	0.4%	4,503,302千円	100.0%
11年度	発生件数	32(16)	29.6%	76(68)	70.4%	108(84)	100.0%
	被害金額	924,476千円	94.6%	52,530千円	5.4%	977,006千円	100.0%
12/11	発生件数	193.8%		101.3%		128.7%	
	被害金額	485.2%		33.1%		460.9%	

(注) 発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数である。

表二 平成12年度 海面における突発的漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年度	項目	油		赤潮		油・赤潮以外		計	
		発生件数	被害金額	発生件数	被害金額	発生件数	被害金額	発生件数	被害金額
12年度	発生件数	13(2)	21.9%	42(13)	67.7%	7(4)	11.3%	62(19)	100.0%
	被害金額	26,947	0.6%	4,440,246	99.0%	18,731	0.4%	4,485,924	100.0%
11年度	発生件数	7	21.9%	18(12)	56.3%	7(4)	21.9%	32(16)	100.0%
	被害金額	32,885	3.6%	822,549	89.0%	69,042	7.5%	924,476	100.0%
12/11	発生件数	185.7%		233.3%		100.0%		193.8%	
	被害金額	81.9%		539.8%		27.1%		485.2%	

(注) 発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

表三 平成12年度 油による海面漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年度	項目	船 舶		工場・事業場等		原因者不明		計	
		発生件数	被害金額	発生件数	被害金額	発生件数	被害金額	発生件数	被害金額
12年度	発生件数	4(1)	30.8%	-	-	9(1)	69.2%	13(2)	100.0%
	被害金額	19,904	73.9%	-	-	7,043	26.1%	26,947	100.0%
11年度	発生件数	1	14.3%	-	-	6	85.7%	7(0)	100.0%
	被害金額	21,017	63.9%	-	-	11,868	36.1%	32,885	100.0%
12/11	発生件数	400.0%		-		150.0%		185.7%	
	被害金額	91.7%		-		59.3%		81.9%	

(注) 発生件数の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

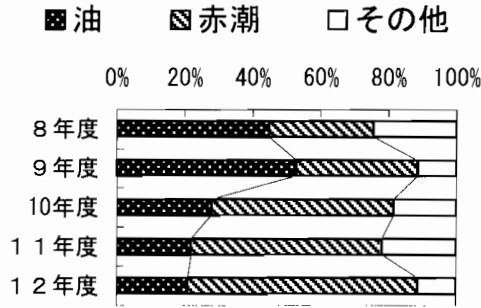


図1. 平成8年度～平成12年度 海面における突発的漁業被害の原因別の発生件数割合

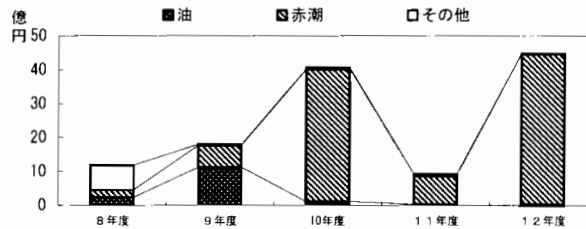


図2. 平成8年度～平成12年度 海面における突発的漁業被害の原因別被害金額

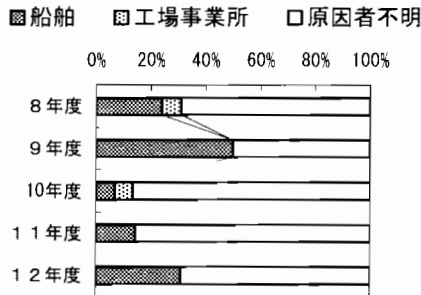


図3. 平成8年度～平成12年度 油による海面漁業被害の原因別の発生件数割合

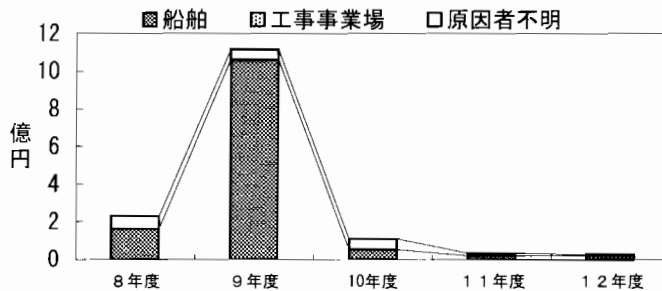


図4. 平成8年度～平成12年度の油による海面漁業被害の原因別被害金額

(随想)

ゆす 遊子の婦人たち (その1)

前遊子漁業協同組合組合長
古谷 和夫

1. はじめに

愛媛県宇和島市の遊子漁協の婦人たちの活動を報告する。

昭和35年末、一艘曳きイワシ旋網8隻の中、5隻が倒産したことで、債権回収不能となった遊子漁協が倒産状態になった。昭和36年1月7日の臨時総会で、漁協再建の新役員が選任された。組合財政を調査すると、総資産78百万に対し、欠損金が63百万円となり13百万円あった貯金金額を凍結処置とした。当時、漁協が軒並み経営不振で国は、再建整備法で欠損金2千万円までの漁協を救済していたが、遊子漁協は対象外であった。平成12年度の総資産が129億円だから、現状の総資産に、比例換算すると、欠損金は約100億円、凍結貯金は約20億円に相当することになる。

倒産したイワシ網の組合員は殆どが、新幹線などの建設工事や町の工場へ出稼ぎにでて組合員は半減し、新しく台頭して来た真珠貝養殖業の着業者は僅か、77名であった。

信頼を失った漁協は、組合長など役員個人の信頼で、細々と再建に着手していた。婦人部は8集落組織の中で5組が脱落し、残るイワシ旋網関係などの3組織に激減した。

2. 婦人部の貯金推進活動

組合員(男性)の消極的な協力状況の中で、登記雄子婦人部長をはじめと

する婦人部役員は、漁協再建に積極的で再出発の初会議では、「凍結貯金を解除する為の貯金推進」が議題であった。「貯金を凍結する漁協は、誰も信用しない」私たちの出来る事は、「小遣いを節約して貯金をする事」であると、毎月20日を集金日に決め月掛け貯金を集め始めたのである。昭和36年に54万円、37年に86万円、38年には767万円となり、自信を得た婦人たちは、真の信用は「定期貯金」だと役員分を振替えて、漁協再建着手後初めて「15万円」の定期貯金ができた。この動きを契機に、漁協への関心が好転した。

生産面ではイワシ旋網3隻の兼業で、真珠貝養殖業が141名、真珠養殖業が3名、ハマチ養殖業が2経営等の着業となり、養殖業の転業が開き始めた。

この貯金推進活動の中で、婦人部は8集落組織の復活復元を成し得たのである。

昭和39年には、普通貯金が1163万円、定期貯金が296万円となり、昭和40年には、普通貯金が3045万円、定期貯金832万円、凍結貯金1342万円を併わずと総額5219万円となった。この年の総会には凍結貯金の解除を公表し、全額を一年定期貯金とした。昭和41年には貯金総額1億円の目標で組織的な貯蓄運動を起こし、貯金総額1億1934万円(定期2790万円)となり目標を達成した。この年に、漁協自主再建五ヵ年計画を樹立した。

3. 婦人たちの海をきれいにする活動

昭和45年3月頃、環境改善活動で、集落の小道や小溝・広場などの清掃を終えて休んでいたところ、目の前の海岸にゴミが打ち寄せているのに気付く、脇坂ナカオ婦人部長が「海のゴミも拾いましょうや」と呼びかけ、タモ網で掬いあげた。「気持ち良くなったね」と首肯き合い「そうだ海のゴミ拾いをしよう」と言うことになって、翌日から海のゴミ拾いが始まった。拾っても拾っても翌朝にはゴミが寄り集まっている。鳩首会合の結果、「ゴミを捨てない事」を決めて各集落へ要請した。ところが、お祖母ちゃんたちから一斉に「反対」の声が出た。お祖母ちゃんたちの役割は「座敷のゴミを庭に掃き出し庭のゴミを生みに掃き出す事」で、それが唯一の仕事であり「生甲斐」なのであった。生甲斐を奪うのだから「家の嫁は鬼」になる。婦人たちは対策を協議し、お祖母ちゃんの説得作戦を始めた。「お祖母ちゃん、昔のゴミは紙クズや藁クズ・木クズ等で、腐ったり燃えたりするゴミでしたが、今のゴミはポリやナイロンで腐らず、網の目をつぶしたり船のペラに巻きついたり循環水ポンプが詰まったりするので、海へ掃き捨てるのは止めて貰いたい。家の近くにある、組合が作ったドラム缶の焼却炉へ入れてくださいいね」と、家族の夕食時に説得した。婦人たちの熱意を知ったお父さんたちや青年・老人も「ゴミを捨てない、海をきれいにする」活動の中に入り、村ぐるみの運動となった。当時のエピソードに「遊子の海岸で、釣人がタバコの吸殻を海に捨てたところ、見えていた幼子から『タバコを海に捨てた

らいけん』と注意された」と話題になった。

4. 焼却炉の設置活動

毎月8日と20日は「海をきれいにする日」で、地区の8集落を挙げて海のゴミを拾う日である。清掃日でなくても、ゴミが港に寄ってくると気がついた者がタモで掬いあげるので、拾ったゴミを焼くドラム缶の簡易焼却炉が真っ赤になり、火の粉が飛んで「火事」の心配が湧き起こった。ゴミ拾いも良いが火事になったら大変と婦人たちが協議の結果、安全な大型焼却炉を作って貰おうと、焼却炉設置の陳情書を当時の三善村長に提出した。ちょうどその頃台風のゴミが大量に揚がり、置場がなく、村役場の広場に一時置かせてもらった。2～3日後「ゴミを除け」の催促、でも持って行き場がない。その「ゴミの山」に油をかけ、火を付けたところ、燻る煙が扇風機の役場の窓に流入し、それが三日間も続き大変叱られた。

そんなこんなで、焼却炉の設置が程なく決まった。ところが受益者負担を8万円も求められた。婦人部にはそんな大金はないと「焼却炉の無償設置」の陳情書を、婦人部役員が村役場に持参提出して、無償設置をかちとった。

「海をきれいに」する清掃活動は地域の婦人部に広がり、婦人部・漁業後継者の呼び掛けで県漁連を動かし宇和島圏域の漁協が中心となり、漁業者・後継者・婦人等の連合による「海のクリーン大作戦」へと拡大し毎月20日に実施され、今も宇和海域で繰り広げられている。

(基金記事)

第21回 全国豊かな海づくり大会開催される

第21回豊かな海づくり大会は「うみがすき、魚いっぱい、あおいうみ。」をテーマに10月28日静岡県焼津市・新焼津漁港で、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、盛大に行なわれました。

当日はあいにくの雨にもかかわらず、全国の漁業関係者や地元関係者、一般市民も含め約5万7千人が来場。

21世紀最初の大会にふさわしく「国民全体が自然の恵みに感謝する気持ちを持ち、人と自然が共生する美しい国づくりを進めるために、国民総ぐるみの運動を積極的に展開する」旨の大会決議を採択し、関係者の決意を示しました。

次回大会は、本年11月17日長崎県佐世保市で開催される予定です。

天皇陛下のお言葉

第21回全国豊かな海づくり大会が、多くの関係者の参加の下、ここ駿河湾に臨む新焼津漁港において開催されることを喜ばしく思います。

我が国は、古来様々な面で海の恵みを受けてきました。海産物の供給はもとより、物資の輸送にも海は極めて重要な役割を担っています。戦後の我が国の発展に臨海工業地帯における工業生産が果たした役割には誠に大きなものがありました。しかし、その発展は一方で海の汚染や海産生物の繁殖場の喪失をもたらし、漁獲過剰とあいまって、海産資源の減少を来たすようになりました。このためきれいで豊かな海を守り、あるいは取り戻すことが強く望まれるようになりました。豊かな海づくり大会の意義もこの問題に対する人々の認識を深めることにあると思います。

静岡県は、全国に先駆けて遠洋漁業に乗り出し、カツオの水揚げ量は全国一位を占めています。沿岸漁業や沖合漁業も水産資源の管理にも力が注がれ、マダイやヒラメなどの栽培漁業も積極的に進められていると聞いております。また、水産を始め多くの分野で海洋深層水の活用が始められており、これらの取り組みがより一層の成果を上げることを期待しています。

私は少年時代の夏を駿河湾の奥にある沼津で過ごしました。当時の海はきれいに澄んでおり、流し釣のポンポン船が行き交い、船上で網をひている人々の声が聞こえていました。私はこの海で様々な魚と出会い、魚への理解を深めました。高速で泳ぐソウダガツオが、船の生け簀の中では泳ぎ回ることができず、ただ壁面のうち当たっていた様が印象に残っています。後年、水族館を訪れ、大型水槽でこのたぐいの魚がのびのびと泳いでいるのをみた時に、この時のことが思い出されました。

21世紀初の大会の開催に当り、皆さんと共に、今日までの水産業の発展に尽くした人々の苦勞に深く思いを致し、年ごとの豊かな海づくり大会が、これからもより豊かな海を目指し、様々な分野の人々が協力し合う契機となることを願い、式典に寄せる言葉といたします。

功績表彰団体功績概要

本大会では、栽培漁業、資源管理型漁業及び漁業保全の三部内で功績のあった団体並びに小・中・高校生の作文、写真の入賞者に対して表彰が行われました。その中で当基金の事業と密接な関係にある「漁場保全部門」における大会会長賞、農林水産大臣賞及び水産庁長官賞を受賞された団体の功績の概要を紹介します。

漁業保全部門

大会会長賞

石川県 クリーン・ビーチいしかわ実行委員会

金沢市彦三町2-1-45

(功績の概要)

「クリーン・ビーチいしかわ」実行委員会は、平成7年、石川県下の関係諸機関・団体により設立された団体である。この会は①美しい石川の渚を取戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり、②野鳥や海の生き物を残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり、③沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり。④森林・河川を守る基盤作りを目標にしている。

石川県は、日本海沿岸の中央部に位置し、その海岸線の長さも583kmと極めて長く、ここを舞台に関係機関・団体を組織し、清掃ボランティア活動「クリー

ン・ビーチいしかわ」を企画・推進し、また、市民活動を後押しして、海岸清掃活動を呼びかけ、実施してきている。その輪は年々の大きな広がりを見せ、キャンペーン開始以来昨年まで延べ60万人を超える方々が参加し、本年度で7年目を向かえ、県民の間に定着している。

また清掃ボランティア活動のほか、自然保護・環境保全に対する県民のモラルの向上、ゴミを出さない生活への転換を目指して、海辺のゴミ調査、ライブイベント・パネル展・シンポジウムの開催、ポスター・機関誌の発行・配布、更には植樹活動を実施するなどの活動をおこなっている。

こうした全県下の地域住民の方々に参加を呼びかけ、広域的に展開している清掃ボランティア活動は、全国的に見ても、極めてユニークなものであり、また、昨年からは海岸ゴミに関する普及啓発の一環として、簡単に移動可能なトランクに海岸ゴミを展示した「トランク・ミュージアム」を作製し、県内はもとより、県外へも巡回させるなど、活発な運動を展開しており、今後この団体の活躍には期待するところが大きい。

農林水産大臣賞

熊本県天明水の会

熊本市奥古閑町102

(功績の概要)

この団体の拠点地区である熊本市天明地区は、有明海に面し、一級河川である緑川が流れ、漁業のさかんな地域で、ノリ養殖とアサリ採貝を主たる漁業とした漁業への依存度と関心の高い地域である。このうちアサリの生産量は、昭和50年代前半をピークに年々減少していることから、平成4年に地元で開催されたシンポジウムでこの問題が取り上げられ、その議論の中で、海の環境の保全と改善は、河川流域全体で取り組むべきであるとの結論に達し、この年に「天明水の会」が発足した。

現在この団体の構成員は73人で、緑川河口域を中心に漁業者のみならず、会社員、公務員など多岐にわたる分野の方が参加しているボランティア団体である。主な活動状況は次のとおりである。

1. 漁民の森づくり活動

九州地域の各県に先駆けて、同会は、漁場を守るためには、漁場とつながる河川の上流の森を大切にする必要があると考え、漁業協同組合や、地域住民などと一体となって「漁民の森」づくりに取り組んでおり、最初は平成6年、地域の5漁業協同組合及び流域

住民約300人が、緑川上流の国有地(1.7ヘクタール)にケヤキ、モミジ、ミズメ、コブシなどの広葉樹約5000本を植林したのが始まりである。これは、西日本地域においては、先進的な取り組みで、すでに北海道、東北地域で始まっていた「漁民の森づくり」が、これを契機に全国展開することとなった。特に、この活動は、漁業者のみではなく、流域住民を参加させることにより、山から海までの一体的な環境保全意識の効用を図っている点で注目される。

2. 河川での一斉清掃活動の推進

毎年、初夏に実施される緑川流域の一斉清掃活動にあたっては、同会は、中心的な役割を担って、この運動の推進を図っている。

3. 環境教育学習への取り組み

子供たちに対する海や河川への理解を推進するための活動として、河川の上流から下流域までの連携を深めるため、カヌー遊びや潮干狩り、山菜取りなどを一緒に経験することにより、中山間部と平野部の子供たちとの交流を進めている。

4. 環境保全に対する啓発

漁民の森づくりに関するシンポジウムを始め、海や河川の環境保全を目的とした各種活動やイベントに参加し、環境保全に関する啓発に先進的な活動団体として取り組んでいる。

水産庁長官賞

静岡県 榛南地域磯やけ対策推進協議会

榛原郡吉田町住吉5346 864 坂井平田漁業協同組合内

(功績の概要)

この協議会のある榛南地域は、駿河湾の入り口、大井川河口西岸に位置し、美しい海岸線を有する自然環境に恵まれた漁業のさかんな地域である。この地域の沿岸域で、主要な漁業の対象となっているのは、アワビ、サザエ等の磯根資源で、これらの貝類増殖にとって重要なのは、これらの餌となるサガラメ（相良布：大変美味しい食用となる海藻）、カジメなどの海藻である。これら海藻を維持し、安定的に貝類の餌として確保していくためには、海の環境保全が重要であり、また、これら海中林の保存・増殖のための長期的な、しかも関係者の共同に

よる対応が求められている。

特に海藻が繁茂すべき磯が一面岩肌を露出した状態となる磯やけ現象は、その原因について各種の調査研究が行なわれてきたところであるが、その対策については、磯やけ減少が見られる全国各地で苦慮している状態にある。

こうした中で、榛南地域の、吉田町、相良町、御前崎長の各町長、吉田町、坂井平田、相良町、地頭方、御前崎の各漁業協同組合組合長、そして、漁業者の代表（5名）の合計13名の委員からなる協議会を、平成8年に設立し、さらに下部組織として各漁業協同組合所属生産者、3町からなる作業部会（28名）を設置し、海中林の保全、維持拡大に組織的に取り組むとともに、磯やけの経験のある伊豆半島地域との連携や視察、研修などを実施しており、その組織的な活動は注目されるところである。



(基金記事)

役員の新補充選任について

前理事長の宮原九一氏の退任に伴う理事の新補充選任が11月29日の平成13年度第2回評議員会で行われ、次の方が選出されました。

(敬称略)

氏名	役職	所属
永岡 哲雄	理事	山口県漁業協同組合連合会 代表理事長

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成13年度第2回中央審査会は、14年2月28日開催され、三重県鳥羽地区他3件の被害申請に対して慎重な審査が行われ、下記のとおり認定された。

この結果、平成13年度の油濁事故は、防除清掃で6件、認定額合計1,946千円となった。漁業被害は3月末まで期限があるので未確定である。

No.	地区名	発生日月	形状・状況	被害の種類	認定額(円)	備考
1	三重県 鳥羽市地区 (相差漁協)	平成 13. 7. 31	鶏卵大から小豆大の柔らかいオイルボールが油の付着したゴミ、藻とともに帯状に海岸に漂着。	防除・清掃	61,050	近傍のワカメやアラメ、カジメ等の海藻類やサザエ、アワビ等の磯根資源に被害のおそれがあった。
2	宮城県 女川町地区 (女川町漁協)	13. 9. 6	湾内に重油と思われる油膜が漂流、強風により前面の岩壁に帯状に寄せられた。	防除・清掃	118,000	近傍のウニ、アワビ及び小型定置網への被害や、係留中の漁船を汚染するおそれがあった。
3	茨城県 日立市地区 (河原子漁協)	13.12. 4	漁港近くの河川から廃油と思われる油が流入した。	防除・清掃	105,580	近傍のウニ、アワビの漁場に被害のおそれがあり、漁港に流入すると漁船の活魚槽のヒラメに着臭のおそれがあった。
4	島根県 益田市地区 (益田市漁協)	13.12.31	直径5cm大の柔らかいオイルボールが油の付着したゴミや藻とともに海岸に漂着	防除・清掃	270,650	再流出して近傍の岩のり等の採藻漁業に被害のおそれがあった。
	合計				555,280	

牛海綿状脳症 (BSE)



Q&A

安全な牛肉などの供給のために。

平成13年9月、日本で初めて牛海綿状脳症の牛が発見されました。現在、国は、感染した牛の肉などが、市場や店頭に出回らないシステムを確立し、牛肉などの安全性を確保しています。



牛海綿状脳症は、
どんな病気なのか。

A うしかいめんじょうのうししょう
牛海綿状脳症 (BSE : Bovine spongi form encephalopathy) は、1986年にイギリスで初めて報告された牛の病気です。BSEにかかった牛の脳の神経細胞は空胞化し、海綿状になることから、牛海綿状脳症と名付けられました。牛がBSEに感染すると、2～8年の潜伏期間の後、発病し、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の経過

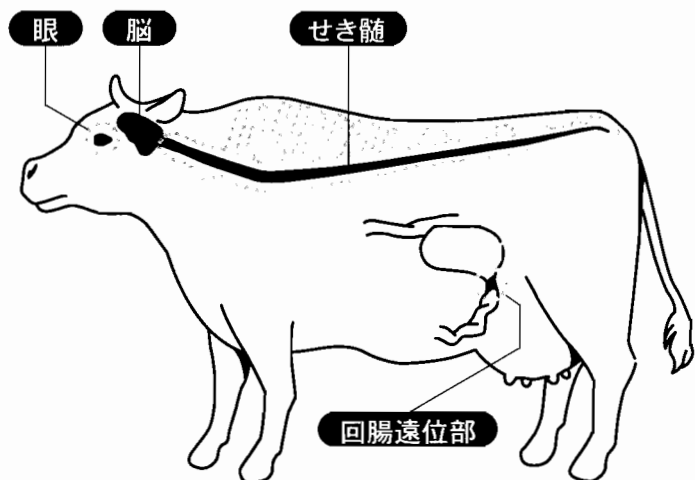
を経て牛は死に至ります。

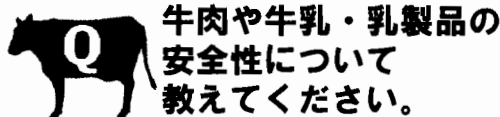
BSEはウィルスより小さい感染因子である「異常プリオン」を含む飼料などを食べることによって感染します。牛同士の接触や空気を介して感染することはありません。

異常プリオンは、BSEにかかった牛の脳、せき髄、眼、回腸遠位部に含まれていることが確認されています。そのため、国際機関のOIE (国際獣疫事務局)の基準では、これらの部位は特定危険部位とされ、除去すべき対象になっています。

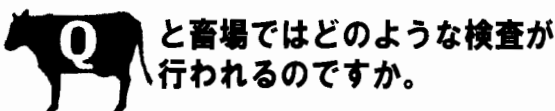
特定危険部位

OIE (国際獣疫事務局)の基準では、BSEにかかった牛の **脳、眼、せき髄、回腸遠位部**が危険部位となっています。

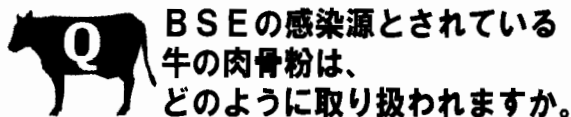




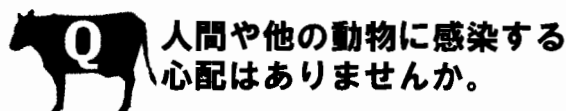
A 英国におけるマウスなどでの接種試験の結果、牛の脳、せき髄、眼、回腸遠位部の危険部位以外から異常プリオンは発見されていません。OIE（国際獣疫事務局）の基準でも、牛肉はBSEの感染性がある危険部位ではなく、安全です。また、牛乳や乳製品についても、WHO（世界保健機関）専門家会議報告によると、乳はBSEを伝達しないことから、安全です。



A 感染の疑いのある牛を見逃さないようにするため、と畜場では、すべての牛について、感度の高いBSE迅速検査（エライザ法）による検査を実施しています。この検査は、感染していない場合でも陽性となることがあるため、陽性の結果が出た場合は、さらに正確性の高い検査を行い、確定診断します。確定診断の結果については、直ちに公表することとしています。



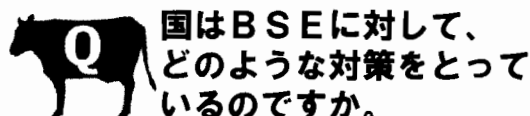
A 現在、国は、牛の肉骨粉について、すべての国からの輸入を停止しており、また家畜のえさとしての製造・出荷・使用を禁止しています。これによって、BSEの感染を確実に遮断する体制が整っています。



A 人間にもクロイツフェルト・ヤコブ病のように、脳が海綿状になる病気がありますが、そのうち変異型クロイツフェルト・ヤコブ病がBSEとの関連を指摘されています。

英国では1990年代半ばにBSEの牛が大量に確認され、1995年から2001年までに百名余りの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症が確認されていますが、これは危険部位である脳などを食べていたことが原因ではないかとみられています。なお、日本での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症例はありません。

また、豚や鶏などの家畜が感染したという事例は報告されていません。BSEに類似の病気として、羊のスクレイピーは古くから知られていますが、現在まで、人への感染の報告はありません。

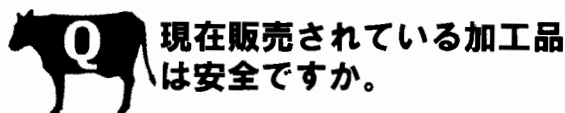


A と畜場では、食肉処理を行うすべての牛について、厳格な検査を実施し、感染が認められた牛については、すべて焼却します。

また、OIEの基準で危険部位とされている脳、せき髄、眼、回腸遠位部は、BSEの感染の有無にかかわらず、すべての牛で、解体時に除去し、焼却しています。

農場においても、BSEが疑われる牛については徹底した検査を行い、これらの牛については、結果にかかわらず焼却することとしています。

この結果、BSEに感染した牛の肉などが市場や店頭に出回ることは一切ありません。



A 国は、現在、流通している加工食品について、牛を由来としている原材料をすべて点検し、危険部位の使用や混入が認められた場合には、原材料の変更、当該製品の販売中止や回収を行うよう、製造業者・加工業者に対して指導を行っています。これらの結果は厚生労働省のホームページですべて公表されています。

牛海綿状脳症についての情報提供は



●厚生労働省 医薬局 食品保健部監視安全課

☎ 03 -5253 -1111 (代) <http://www.mhlw.go.jp/>

●農林水産省 生産局 畜産部衛生課

☎ 03 -3502 -8111 (代) <http://www.maff.go.jp/>

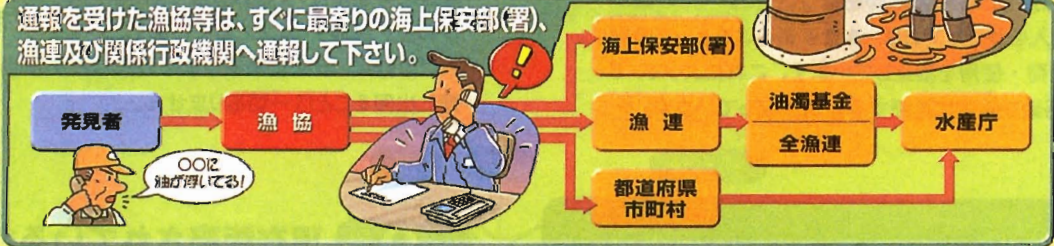
油濁から守ろう豊かな海の幸

油をみたら すぐ通報。

●すばやい対応により、油濁被害を最小限におさえましょう。



通報を受けた漁協等は、すぐに最寄りの海上保安部(署)、漁連及び関係行政機関へ通報して下さい。



■初動通報・連絡先一覧 (油の適切かつ効果的な防除措置を講ずるために、日頃から通報すべき連絡体制を整えておきましょう。)

関係機関名	担当部署名	平日		休日・夜間		関係機関名	担当部署名	平日		休日・夜間	
		電話番号		担当者氏名	電話番号			電話番号		担当者氏名	電話番号



平成13年10月、新潟市で行なわれた油濁基金主催の油汚染防除指導者養成講習会で、漂流油を帯状マットで追い込んだ後、油回収浮枠に汲み込む実技を熱心に見守った。

(編集後記)

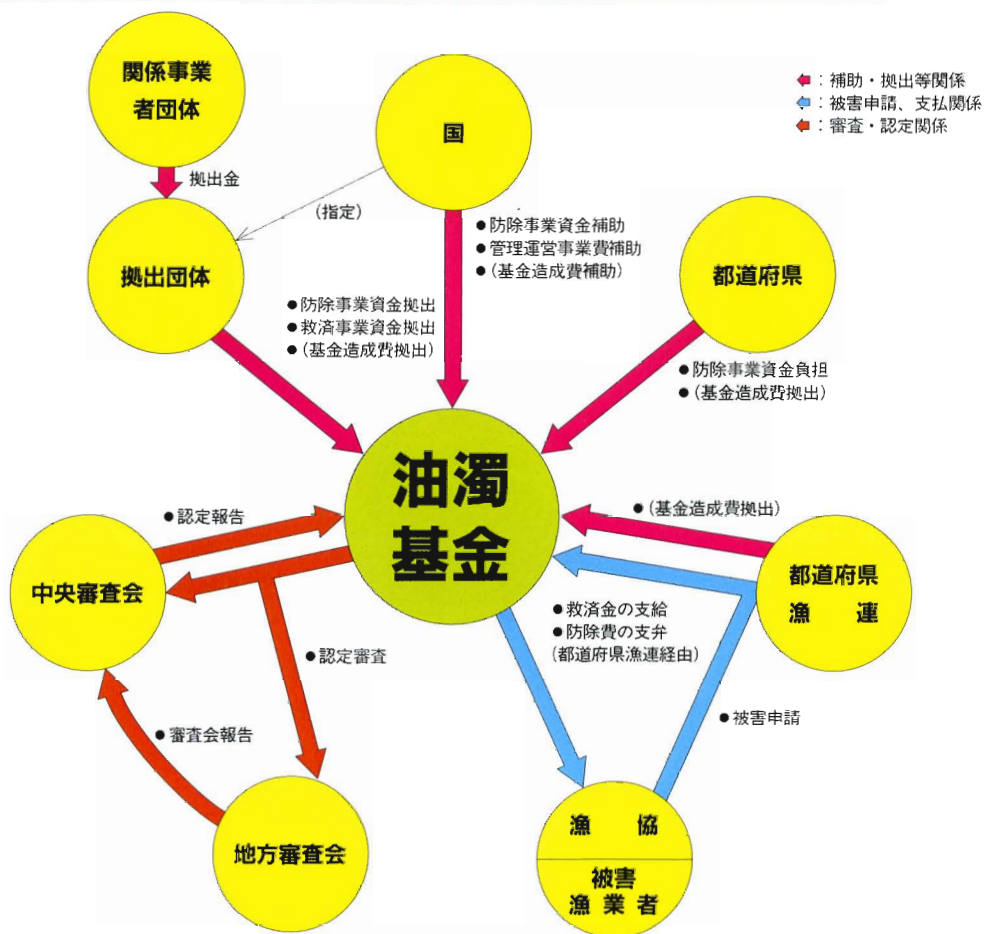
◎昨年9月に発生した米国における同時多発テロ、日本で初のBSE（いわゆる狂牛病）などにより、世界的に経済が停滞し、暗い世相になってしまいました。

日本では、平成13年の水産物輸入量が、過去最高となり、国内生産量に近づいてきました。漁業資源を守り、増やす運動の重要性が増しています。

◎「油濁基金だより」の今号は、小川弁護士の油濁被害に対する補償制度についての講演録を掲載しました。以前にも同氏による「国際油濁基金の解説」（平成6年NO54号～56号）を載せましたが、これと比べると補償額が大幅に改善されました。

◎平成13年度も後わずかですが、中央審査会の記事のとおり、油濁事故は減少してきました。しかし、この種の事故はいつ起きるか予測がつかないだけに、油流出被害から漁業等を守るための備えと心構えを養っておきましょう。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
 経済産業省関係

(社)大日本水産会
 石油連盟
 (社)経済団体連合会
 (社)日本貿易会
 日本アンモニア協会
 (社)日本ガス協会
 (社)日本船主協会
 (財)日本船舶振興会

電気事業連合会
 (社)日本電機工業会
 (社)日本産業機械工業会
 日本化学繊維協会

(社)日本鉄鋼連盟
 (社)日本自動車工業会
 石油化学工業協会
 (社)セメント協会

国土交通省関係

日本内航海運組合総連合会

(社)日本旅客船協会

発行日 2002年3月
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
 住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14
 イトーピア内神田ビル10階
 電話 03-3254-7033
 ファックス 03-3254-3978(F)
<http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/>
 E-mail: yudak@mx1.mesh.ne.jp